

平成28年6月17日
岐阜労働局

多治見公共職業安定所における文書の誤交付について

岐阜労働局（局長 本間 之輝）は、多治見公共職業安定所（所長 児玉 祐三）において発生した個人情報を含む文書の誤交付について、下記のとおりその事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 概要

多治見公共職業安定所（以下「多治見所」という。）において、A事業所を離職したCさんに係る「雇用保険被保険者離職票－1（以下「離職票－1」という。）・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（以下「確認通知書（事業主控）」という。）」及び「雇用保険被保険者離職票－2（以下「離職票－2」という。）」をA事業所に交付するにあたり、A事業所に係る離職票－1を誤ってB事業所（CさんがA事業所を離職後に就業した事業所）に係る離職票－1を作成し、交付するという個人情報漏えい事案が発生した。

※ 離職票－1及び確認通知書（事業主控）には、離職者氏名、生年月日、性別、事業所名称、雇用保険適用事業所番号、雇用保険被保険者番号、資格取得年月日、離職年月日等の個人情報が記載されている。

※ 離職票－1と確認通知書（事業主控）は二種類で一枚の書類となっており、離職票－1は離職者に手交され、確認通知書（事業主控）は事業主が保管している。

2 事実経過

(1) 平成28年6月9日、A事業所が多治見所にCさんに係る離職票交付の手続のため来所し、職員Dが離職票－1及び離職票－2を交付したが、この時、離職票－1については、A事業所ではなく、B事業所（CさんがA事業所を離職後に就業した事業所）の内容で誤って作成をし、誤りに気付かないまま交付した。

(2) 同日、Cさんが雇用保険受給手続きに多治見所の雇用保険課に来所し、離職票－1及び離職票－2を提出した。

対応した職員Eは、離職票－1及び離職票－2の事業所名が異なることに

気づき、確認をしたところ、A事業所にB事業所に係るCさんの離職票－1を誤交付した事が判明した。

- (3) 同日、多治見所雇用保険課長がA事業所を訪問して、経過説明及び謝罪を行い、理解を得るとともに、B事業所の確認通知書（事業主控）を回収し、A事業所の確認通知書（事業主控）を手交した。
- (4) 同日、多治見所雇用保険課長は、Cさんに電話により、当該事実の発生を伝え、事実経過説明と謝罪のため自宅を訪問する旨伝えるも、自宅への訪問は不必要であり、明日、多治見所へ来所するとのことであった。
- (5) 同月10日、Cさんが多治見所に来所し、再度、雇用保険課長より経過説明及び謝罪を行い、了解を得た。

3 原因

離職票－1及び離職票－2の作成及び交付にあたり、離職票－1と離職票－2の離職者氏名と事業所名の確認が不十分であったため。

4 再発防止対策

- (1) 多治見所においては、平成28年6月10日に所長から非常勤職員を含む全職員に対して本事案の経過を説明するとともに、離職票－1と離職票－2の離職者氏名と事業所名の照合確認の徹底及び再発防止に向けた取組について指示し、さらに、個人情報の適切な管理・取扱いについて研修を実施した。
- (2) 岐阜労働局においては、同月13日に職業安定部長から管下の公共職業安定所長に対し、本事案の概要説明及び注意喚起を行うとともに、個人情報管理の徹底について指示し、同月16日には職業安定部長が多治見所を訪問し、個人情報漏えい防止のための基本動作・確認作業に係る緊急点検を実施した。

(担当)

岐阜労働局職業安定部職業安定課
職業安定課長 鷺見 和彦
電話 058-245-1311